

美波町小規模工事等受注希望者登録制度のお知らせ

この制度は、競争入札参加資格者名簿に登録されていない方（入札参加申請を提出していない方）を対象に、少額で内容が軽易な工事・修繕の受注を希望する方を登録し、町内業者の受注機会を拡大することによって、町内経済の活性化を図ることを目的としています。

この登録申請をした方は、町が発注する小規模な工事等の発注対象となりますので、受注を希望される方は登録申請をしてください。

※ただし、本制度の登録をもって指名や契約を約束するものではありません。

- 対象となる工事等 …………… 大工・左官・建具・電気・板金・塗装・ガラス・管工事等で、1件の工事金額が130万円未満のものです。
- 登録資格 …………… 登録できる方は、美波町内に主たる事業所又は住所を有し、入札参加資格者登録をしていない方です。（建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いません）
- 登録の方法 …………… 小規模工事等受注希望者登録申請書を提出していただきます。
- 受付期間及び有効期間 …… 申請書の受付は、随時行います。（土・日曜日は除きます。）有効期間は、平成24年3月31日までです。

【お問い合わせ先】 役場建設課 ☎ 77 - 3618

徳島地方法務局からのお知らせ

平成23年2月7日(月)から、会社・法人登記事務の取扱庁が変更になります。

現在の取扱庁	管轄区域	変更後の取扱庁
阿南支局	阿南市、那賀郡那賀町 海部郡美波町、牟岐町、海陽町	徳島地方法務局 登記部門 徳島市徳島町城内6-6（徳島地方合同庁舎2階）

- 次の事務については、引き続き阿南支局で取り扱います。
 - ①会社・法人登記に係る登記事項証明書及び印鑑証明書の交付事務
 - ②印鑑カードの交付・廃止事務
 - ③電子証明書の発行・使用廃止事務及び識別符号（休止届出用暗証コード）の変更事務
- 会社・法人登記の申請、登記事項証明書及び印鑑証明書の請求は、オンライン申請や郵送申請によっても行うことができます。
- 取扱庁の変更に伴い必要となる登記申請手続等はありません。

【お問い合わせ先】 徳島地方法務局登記部門 ☎ 088-622-4582 阿南支局 ☎ 0884-22-0410

ご存じですか？

『交通遺児等育成資金貸付』及び『重度後遺障害者介護料支給』制度

●交通遺児等へ育成資金貸付

※義務教育修了まで育成資金 **無利子** で借りられます

- 対象者 自動車事故により死亡または重度後遺障害者となられた方の0歳から中学校卒業までのお子様
- 貸付金額 ●一時金 155,000円 ●毎月 20,000円 ●入学支度金 44,000円
- 返済期間 中学卒業後20年以内（高校・大学等に進学する場合は、卒業まで猶予）

●重度後遺障害者へ介護料支給

- 対象者 自動車事故が原因で、脳・脊髄または胸腹部臓器を損傷し重度の後遺障害を持つため、常時または随時の介護が必要な状態である方
- 支給金額 ①常時の介護が必要な方のうち、「重度後遺障害診断書」で症状が「最重度」と認められた方
月額 68,440円～136,880円
- ②上記①以外で常時の介護が必要な方 月額 58,570円～108,000円
- ③随時の介護が必要な方 月額 29,290円～54,000円

【お問い合わせ先】 独立行政法人 自動車事故対策機構 徳島支所 ☎ 088-631-7799